

補助金シート（令和8年度）

		所属	事業計画課
補助金名称	生駒市鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金		
根拠法令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　ほか		

1　補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	（補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。）	
	高齢者、障がい者の方々をはじめとするすべての人々にとって安全で快適な移動等の円滑化に配慮された鉄道駅の整備を促進するため、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業を施行する鉄道事業者に対し、予算の範囲内において鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金を交付する。）	
補助金の交付対象者	近畿日本鉄道株式会社	
補助対象事業の内容	（補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。）	
	鉄道駅バリアフリー化設備整備事業を施行する鉄道事業者に対し、予算の範囲内において鉄道駅バリアフリー化設備整備事業補助金を交付する。	
補助対象経費	（補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。）	
	本工事費、附帯工事費、補償費、事務費	
補助率・補助単価 補助限度額	（補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。） （補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。）	
	補助率・補助単価	6分の1
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	-
	補助限度額	傾斜路（スロープ）の整備：33,000千円 エレベーター及び傾斜路（スロープ）を除く設備の整備：25,000千円
補助金の終期	（補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。）	
	終期	設定なし
	終期設定の根拠	対象駅における事業完了時期が関係者との協議状況等により定まっていないため。

2　成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
市内対象駅におけるバリアフリー化事業の完了 鉄道駅のバリアフリー化により、高齢者や障がい者の方々をはじめ、妊婦、子育て層など、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与する。
R7年度の実績
支障物撤去、建築確認申請（近鉄南生駒駅）

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	26,676	37,000	4,261	0	0	#DIV/0!	2,500	0	0.0%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	26,676	37,000	4,261	0	0		2,500	0	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
鉄道駅のバリアフリー化により、高齢者や障がい者の方々をはじめ、妊婦、子育て層など、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することから、福祉向上と利益増進につながる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
高齢化社会である現状を踏まえ、バリアフリー化を進めることは重要である他、地元からの要望もあることから市民ニーズに適合している。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
アクションプランの「基本的施策12 街の空間づくり」にも当該項目を挙げ承認されており、市の基本的な政策方針に合致している。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
バリアフリー法の趣旨に則り鉄道駅のバリアフリー化を行う事により、高齢者や障がい者の方々をはじめ、妊婦、子育て層など、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与できると考えるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
鉄道駅は公共性があるもののあくまで鉄道事業者の施設であり、整備後も鉄道事業者が管理する施設であることから補助金交付が望ましいと考えられる。また、鉄道駅のバリアフリー化にあたっては、国、県も事業費の一部を負担している協調補助であることから、代替策は考えにくい。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
1日あたり数千入の利用がある駅のバリアフリー化がなされ、施設の管理は鉄道事業者の責務により行われるため、整備費用の一部補助により将来にわたって効果が得られると考えられる。また、鉄道事業者が管理する数百駅のなかでも補助金の交付要綱を定めていることから優先度をもって事業に取り組まれている。	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○ ↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等	
再交付の金額、内容	
再交付を行っている理由	

(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数	人		
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている			
場所や備品、消耗品等無償貸与している		有料施設等の使用料補助を行っている			
		その他（ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況		有の場合出資額	千円		
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方向性

方向性	判断理由
②拡大	令和8年度より本工事に着手される予定であるため、交付金額の規模としては拡大となる見込みである。

補助金シート（令和8年度）

		所属	事業計画課
補助金名称	生駒市鉄道駅バリアフリー環境整備促進事業補助金		
根拠法令	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律　ほか		

1　補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	鉄道駅において、バリアフリー環境整備促進に関する移動システム等の整備を行う鉄道事業者に対し補助金を交付することで、高齢者や障がい者の方々をはじめ、妊婦、子育て層など、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	近畿日本鉄道株式会社		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	鉄道駅におけるバリアフリー環境整備促進を図るため、移動システム等の整備を行う鉄道事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付する。		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	調査設計費、本工事費、附帯工事費、補償費		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	3分の2	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	これまでも鉄道駅バリアフリー事業として、駅構内のバリアフリー化にあたっては国1/3、地方(県、市)1/3、鉄道事業者1/3の負担割合で進められており、本補助金による駅構外部のバリアフリー事業にあたっては鉄道事業者の負担を1/3とすることで早期にバリアフリー化を進めることについて妥当性があると判断されたため。なお、当該補助の執行にあたっては国からの補助金を活用することで、市の実質補助率は1/3となる見込みである。	
	補助限度額	なし	
	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
補助金の終期	終期	令和10年3月31日限り	
	終期設定の根拠	国の補助制度の動向等を鑑みる必要があるため制定より概ね3年として上記の終期を設定している	

2　成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
バリアフリー経路等の整備が必要な鉄道駅周辺において、エレベーターやスロープ等を整備することで、高齢者や障がい者の方々をはじめ、妊婦、子育て層など、誰もが安全に移動できる環境を整える。
R7年度の実績
東生駒駅構外エレベーター等詳細設計

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	123,700	3,000	2,553	0	0	0.0%	0	0	0.0%
国・県補助金	61,850								
その他特定財源									
一般財源	61,850	3,000	2,553						

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
鉄道駅を利用するにあたっての経路をバリアフリー化することにより、高齢者や障がい者の方々をはじめ、妊婦、子育て層など、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することから、福祉向上と利益増進につながる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
高齢化社会である現状を踏まえ、バリアフリー化を進めることは重要である他、地元からの要望もあることから市民ニーズに適合している。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
アクションプランの「基本的施策12 街の空間づくり」にも当該項目を挙げ承認されており、市の基本的な政策方針に合致している。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
バリアフリー法の趣旨に則り駅構外部(鉄道駅を利用するにあたっての経路)のバリアフリー化を行う事により、高齢者や障がい者の方々をはじめ、妊婦、子育て層など、誰もが安心して暮らせるまちづくりに寄与することができると考えるため。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
鉄道駅は公共性があるもののあくまで鉄道事業者の施設であり、整備後も鉄道事業者が管理する施設であることから補助金交付が望ましいと考えられる。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
東生駒駅は1日あたり約15,000人の利用がある駅である他、同駅を発着するバス路線も充実していることから、将来にわたって効果が得られると考えられる。	

(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方向性

方向性	判断理由
②拡大	令和8年度より工事に着手される予定であるため、交付金額の規模としては拡大となる見込みである。

補助金シート（令和8年度）

	所属 みどり公園課
補助金名称	生駒市地域で育む里山づくり事業補助金
根拠法令	生駒市地域で育む里山づくり事業実施要領、生駒市地域で育む里山づくり事業補助金交付要綱、生駒市地域で育む里山づくり事業検査要領、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	「生駒市地域で育む里山づくり事業補助金」について、奈良県から交付される「奈良県地域で育む里山づくり事業補助金」を財源としていたが、令和2年度で廃止されることとなったため、令和3年度から、国から市に譲与される森林環境譲与税をもって財源とすることとなった。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	整備と利活用を継続して行うことができ、活動の本拠地が生駒市内にあり、生駒市民が代表するNPO・森林ボランティア、集落単位の自治会、農家組合などの5人以上で構成する団体。	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	補助金交付要綱別表1で定める、森林等の整備、機材の配備及び利活用	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	補助金交付要綱別表2で定める、消耗品費、備品購入費、保険料、受講料等	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	10/10
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	令和2年度に廃止された奈良県の「地域で育む里山づくり事業補助金」が10/10の補助金制度を採用していた。本市が当該事業を踏襲するため10/10の補助率としている。
	補助限度額	補助金交付要綱別表3で定める額
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	令和11年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の必要性を利用状況等から判断するため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
里山林の保全、整備及び活用の促進を図るものであり、成果を数値で表すことが難しいため。

R7年度の実績
市内の7団体より交付申請有り。 B団体(675,400円)、C団体(540,800円)、D団体(194,600円)、E団体(258,200円)、F団体(641,700円)、G団体(462,700円)、H団体(426,900円)

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	4,000	4,874	3,201	2,622	2,345	89.4%	2,258	2,217	98.2%
国・県補助金									
その他特定財源	4,000	4,874	3,201	2,622	2,345		2,258	2,217	
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
NPO、森林ボランティア団体及び地域住民の自主的な整備活動により、里山林の機能回復を図り、当該里山林を利活用することで、市民の緑と親しむ場や生物とふれあう場等の創出につながっている。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
本市のまちづくりの目標に即しているとともに、市民実感度調査の定住意向の理由として、「自然環境が豊かである」が約50%と高くなっている等、市民の自然環境に対するニーズは高い。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次生駒市総合計画第2期基本計画における施策12「街の空間づくり」の主な方向性にも記載のとおり、緑地等の適切な整備を行うことで、生物の多様性を保ち、緑の質の向上を図るため、市民が行う里山保全活動等を支援していく必要がある。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
行政の役割として、市民ニーズに応じた支援の仕組みを整える必要がある。その一つとして活動資金の補助のほか、ホームページ等での活動の紹介・賞賛などの市の関与が重要と考えられる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
自主的に森林整備活動を行う団体に対して補助金の支援を行う事業であり、その性質上、公益上の必要がある事業と考えられる。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
補助金の交付実績が毎年あり、市民の里山林と触れ合う機会の創出につながっている。また、本制度により新しい整備団体の設立を促進している。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方針性

方向性	判断理由
①現状維持	第6次生駒市総合計画第2期基本計画における施策12「街の空間づくり」の主な方向性にも記載のとおり、緑地等の適切な整備を行うことで、生物の多様性を保ち景観面の改善にもつながる緑の質の向上を図るため、市民・事業者等が行う緑化活動や里山保全・活動等を支援していく必要がある。今後、持ち主による管理が困難になった山林や、市が管理している緑地等において、同様の活動を希望する団体が増加すれば、積極的な支援を検討する。

(別表3)

補助額

区 分			単位	単価
整備活動に係ること	整備地面積の確定	0.5ha 以下	1 箇所当たり	20,100 円以内
		0.5ha 超 1.0ha 以下	1 箇所当たり	33,900 円以内
		1.0ha 超 1.5ha 以下	1 箇所当たり	43,300 円以内
		1.5ha 超 2.0ha 以下	1 箇所当たり	51,000 円以内
		2.0ha 超 2.5ha 以下	1 箇所当たり	57,700 円以内
		2.5ha 超 3.0ha 以下	1 箇所当たり	63,600 円以内
		3.0ha 超 3.5ha 以下	1 箇所当たり	69,100 円以内
		3.5ha 超 4.0ha 以下	1 箇所当たり	74,200 円以内
		4.0ha 超 4.5ha 以下	1 箇所当たり	78,900 円以内
		4.5ha 超 5.0ha 以下	1 箇所当たり	83,400 円以内
		5.0ha 超	1 箇所当たり	87,600 円以内
	二次林整備	除伐	1 ha 当たり	308,600 円以内
		刈払い	1 ha 当たり	98,000 円以内
		危険木伐採	1 団体当たり	75,600 円以内
	竹林整備	除伐	1 ha 当たり	321,400 円以内
		皆伐	1 ha 当たり	327,200 円以内
		侵入竹林の皆伐	1 ha 当たり	269,700 円以内
		幼竹の刈払い	1 ha 当たり	173,400 円以内
		危険木伐採	1 団体当たり	75,600 円以内
	作業の安全確保	受講費用	1 講座種別につき 1 団体 1 人限り	受講料・研修代相当額
機材の配備に係ること	初回配備	救急医療用品	1 団体当たり	10,000 円以内
		機材ストッカー	1 団体当たり	50,000 円以内
		整備機材	1 団体当たり	196,000 円以内
	補充配備		1 団体当たり	28,000 円以内
利活用に係ること	参加者総数 50 人以上 100 人未満		1 団体当たり	100,000 円以内
	参加者総数 100 人以上		1 団体当たり	200,000 円以内

注) 補助金の額の合計は、補助金の交付が初年度の整備団体にあっては75万円、過去に交付を受けている整備団体にあっては50万円を限度とする。

補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

補助金シート（令和8年度）

所属	みどり公園課
----	--------

補助金名称	生駒市保護樹木等補助金
根拠法令	生駒市保護樹木等補助金交付要綱、生駒市保護樹木等指定要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)		
	平成4年に、本市の良好な自然環境を保全し育成するため、特に保護する必要があると認められるものを指定する保護樹木等指定制度を策定。平成25年に、維持管理に関する費用の一部を助成する補助金交付制度を策定。 また、保護樹木・保護樹林に指定することにより所有者が適正な状態を保つように維持管理する意識付けができる。		
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)		
	保護樹木等を所有又は管理する者。		
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)		
	保護樹木等の維持管理		
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)		
	補助金交付要綱別表で定める、業務委託料、処分費、燃料費、消耗品費、その他市長が適当と認める経費		
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)		
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)		
	補助率・補助単価	1/2	
	補助率が2分の1を超える場合はその理由		
	補助限度額	保護樹木 20,000円、 保護樹林 50,000円	
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)		
	終期	令和10年3月31日	
	終期設定の根拠	補助金の必要性を利用状況等から判断するため。	

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

（成果指標を設定できない場合）

成果目標
樹木等の維持管理を補助するものであり、成果を数値で表すことが難しいため。

R7年度の実績
申請なし。

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	70	170	0	70	0	0.0%	100	100	100.0%
国・県補助金									
その他特定財源	70	170	0	70	0		100	100	
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
本市ホームページに掲載し広く市民へ周知しているほか、観光ボランティアガイドでの案内、生駒民俗会での杜さんの紹介、市主催の講習会で杜さんの見学などを通して、緑化意識の向上につなげている。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
質の高い緑の保全が求められている中で、古くから地域で愛されている樹木等の保全に役立っている。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
第6次生駒市総合計画第2期基本計画における施策12「街の空間づくり」の施策の主な方向性にも記載のとおり、緑地等の適切な整備を行うことで、生物の多様性を保ち、緑の質の向上を図るため、市民が行う里山保全活動等を支援していく必要がある。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
本制度は市が指定した保護樹木・保護樹林について、所有者等による自主的な維持管理を促進するために、活用していただくものである。この制度を廃止した場合には、古来から存在する重要な樹木・樹林の自主的な保護が困難になるおそれがある。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
補助金をなくすとなると、指定解除を申し出られる可能性が大きく、「地域の共通の財産であることの理解」と「市民の緑意識の高揚」といった指定の目的が損なわれる。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
保護樹木・保護樹林共に順調に保護されており、成果は十分出ている。	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	—	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員	人		
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方針性

方向性	判断理由
①現状維持	現在指定している樹木・樹林については、安定した維持管理を行い、新たに指定するに値する樹木・樹林が発見された場合は、緑の基本計画の実現化に向けた方針に従い適正に対応していく。

補助金シート（令和８年度）

所属	花のまちづくりセンター
----	-------------

補助金名称	花と緑のわがまちづくり助成金
根拠法令	花と緑のわがまちづくり助成金交付要綱、生駒市緑の基本計画、生駒市みどりの基金条例、都市緑地法

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	平成20年4月制定。生駒市緑の基本計画に基づき、平成19年度まで実施していた「花苗交付制度（自治会からの申請に基づき市が購入した花苗を交付し、地域での緑化活動を行う制度）」に代わり、自治会、管理組合、事業所又は地域の緑化グループの実施する緑化活動に対する助成制度（花苗、種子、球根、樹木（低木）、プランター、土、肥料の原材料及び軽微な園芸用品の購入費用を対象とする）に変更し、地域における花と緑と自然のまちづくりを推進する目的で定めた。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	緑化事業を実施する自治会等（市民グループ、自治会、学校等）	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	まちなかに草花等を植え、花と緑と自然のまちづくりを推進する自治会等に対し、予算の範囲内において助成金を交付する。	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	種苗類、土、肥料、プランター、土壌改良剤(法律に準じた成分の物)、レンガ等花壇材料（植栽の維持管理活動に必要な物に限る。）及びスコップ、園芸用ハサミ、じょうろ、ホースリール、散水ホース、シート、軍手、レジ袋、ゴミ袋等軽微な園芸用品	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	10/10
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	花苗交付事業（平成8年開始）の代替策として本助成事業が開始された経緯もあり、1団体上限8万円までの支給を行っている。理由としては、前述の経緯の他、2分の1補助では動機付けが乏しいという点もあったと推測できるが、「補助金等見直しに関する提言書（平成25年10月、令和5年3月）」にもあるように、満額支給では自立的・自主的運営の妨げになるとされているが、近年の高齢化に起因する事業の担い手不足等による活動団体の減少が顕著となり、花と緑のわがまちづくり推進の観点から補助限度額は現行の8万円を維持するが、補助対象物品の見直し及び助成金に依存しない効率的な育苗方法を対象団体に指導することで、必要経費の削減を図っていく。 現在認定している77団体については、ほぼ市民グループや自治会・学校等であるものの、一部団体は、花壇の設立の経緯から市が維持管理を直轄で行える場所を積極的に活動拠点としており、それらの団体との調整が必要であると想定される。 また、「補助金制度に関する指針」の内、活動場所の公益性の精査・完了日の言及、また活動場所の表記、負担・経費削減のための補助対象物品の見直しなどの検討項目があり、それらを加味しつつ、各団体等の活動意欲や個々の繋がりなどの意識低下とならない範囲内で社会情勢を見つつ市民意識向上に向け効果的な事業となるよう進めていく。
	補助限度額	80,000円
	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
補助金の終期	終期	令和11年3月31日
	終期設定の根拠	補助金の必要性を利用状況等から判断するため。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①				
②				

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①						
②						

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
補助金要綱及び緑の基本計画では、「花と緑のまちづくりの推進」が方針であるが、予算（みどりの基金）に限りがあるため、事業認定団体が増えれば良いというわけではない。まちづくりを推進する上での指標として、緑視率、コンテスト参加者数、講習会等の回数、ボランティア参加者数、市民満足度調査などの数値が出てくるともあるが、本助成金の認定団体数、助成額と直接関係するものではない。
R7年度の実績
助成金認定団体数 81団体 決算額3,777,429円

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	5,100	5,220	3,778	6,206	4,256	68.6%	6,206	5,582	89.9%
国・県補助金									
その他特定財源	5,100	5,220	3,778	6,206	4,256		6,206	5,582	
一般財源									

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
現在、本制度を利用して77団体が地域の緑化活動を継続されており、花や緑を通じて地域コミュニティの増進、助け合いの交流、心の安らぎなど、市民の生活の質の維持・向上につながっている。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
地域の公園や道路などの公共空間に花や緑があることで、市民や来訪者に安らぎを与えるとともに、都市景観の構成要素となっており、花や緑に対する関心度が高い市民ニーズに適合している。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
生駒市緑の基本計画に基づいた、花と緑と自然のまちづくりを推進している。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
様々な活動場所を持つ団体が参加しているが、公園などの公共性の高い空間においては、市が現在と同じ環境を維持管理することとなると、補助金以上の費用が生じる。よって費用対効果を考慮すると、市が補助金で市民の自主的活動を支援することは、妥当である。	

② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)		A ない	
(上記のように評価した具体的理由)			
市が直接緑化資材を購入して植栽する、もしくは請負業者に発注した場合、助成制度に比べて大いに費用がかかる。各地域における公園や花壇における市民の参画、親しみという面でも、当該住民の参加によるものが望ましい。			
(3) 補助の効果(成果)			
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。		A 認められる	
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。		A 期待できる	
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)			
公園や道路など70カ所を超える場所が緑化されて、花壇の手入れが継続して実施されている。市が直接委託した場合の費用を比べると効果的であると言える。 なお、維持管理を委託した場合の参考見積りを出して効果を費用面から測定することは可能である。但し、市で一括して同様の管理を発注する場合は、競争入札になるため、事務処理の観点からしても市の負担が軽減されているといえる。			
(4) 補助内容の妥当性			
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。		A 目的どおりである	
(適合しない場合はその理由)			
② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。		○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
再交付先の名称、件数等			
再交付の金額、内容			
再交付を行っている理由			
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。		○	
② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。		○	
③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。		—	1対象者につき1会計年度80,000円が限度のため

5 運営費補助の交付団体の状況(※運営費補助の場合のみ記載)

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人
		うち臨時職員		人
(3) 交付先の構成団体の名称				
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成(該当項目全てに○)				
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている
場所や備品、消耗品等を無償貸与している		その他 (ある場合は右欄に内容を記入)		
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由				

(6) 補助金交付先の収支状況					(千円)
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方向性

方向性	判断理由
①現状維持	助成対象経費について令和7年度に補助対象物品の見直しを行い、軽微な園芸用品の購入に要する経費を対象としより使いやすい助成制度として充実させたことにより、さらなる花と緑と自然のまちづくりを推進する。

補助金シート（令和8年度）

	所属	下水道課
補助金名称	生駒市宅地内污水ポンプ設置整備工事補助金及び維持管理補助金	
根拠法令	生駒市宅地内污水ポンプ設置整備工事補助金及び維持管理補助金交付要綱	

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	以下の目的のため、平成23年度から本補助金を導入した。 ・これまで下水道の整備が出来なかった宅地に、合併処理浄化槽補助に代わって宅地内污水ポンプ設備補助を実施し、下水道の普及を促進することで下水道使用料と受益者負担金の増収を図る。 ・個人負担で宅地内污水ポンプ設備を導入した者の維持管理費用の負担軽減。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	・自然流下により公共下水道に污水を排除することが困難な敷地に宅地内污水ポンプ設備を設置する者。 ・宅地内污水ポンプ設備を使用し、適正に維持管理を行っている者。	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	・宅地内污水ポンプ設備の設置工事 ・宅地内污水ポンプ設備の維持管理	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	・宅地内污水ポンプ設備の設置工事費 ・宅地内污水ポンプ設備の維持管理費相当額	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。) (補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	設置補助：342,000円 維持管理補助： ポンプ1台警報機なし7,000円 ポンプ1台警報機あり16,000円 ポンプ2台警報機なし11,000円 ポンプ2台警報機あり20,000円
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	
	補助限度額	設置補助：342,000円、維持管理補助：20,000円
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	設定できない
	終期設定の根拠	下水道整備に伴い、今後も宅内污水ポンプ設備を必要とする家屋があることから、終期を設定できない。

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	下水道普及率	%	85.0	R27
②	年間補助件数（設置補助）	件	2	R8

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	73.7	74.2	74.6	75	75.4	75.8
②	0	2	2	2	2	2

(成果指標を設定できない場合)

成果目標
R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	1,016	1,053	319	1,757	651	37.1%	2,461	309	12.6%
国・県補助金									
その他特定財源									
一般財源	1,016	1,053	319	1,757	651		2,461	309	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性

① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
宅地内污水ポンプ設備を設置し、公共下水道へ接続することで、衛生的で快適な住環境を実現できる。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
設置工事費及び維持管理費を補助することで、汚水処理に要する費用負担の公平性を図ることが出来る。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
環境モデル都市に選定され、良質な住宅都市として発展してきた本市にとって、衛生的で快適な住環境を実現できる公共下水道の普及を図ることは市の基本的な政策方針に合致している。	

(2) 必要性

① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
宅内污水ポンプ設備の設置により下水道事業への増収効果があることに加え、下水道本管の埋設を浅くすることが可能となり、下水道整備費用を削減できることから関与の妥当性がある。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
他市において、市が工事費を負担し宅内污水ポンプを設置する事例があるが、費用と人員の負担が非常に大きくなることが見込まれるため代替策として現実的ではない。	

(3) 補助の効果(成果)

① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	A 認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	A 期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
下水道普及率の向上(本補助金を案内することで、公共污水枳の設置申請者を増やすことが出来るため)	

(4) 補助内容の妥当性

① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等			(適合しない場合はその理由)
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	×	要綱等に記載していないため（次回改定時に記載予定）

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等は無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	上記の補助金交付基準による検証に基づき判断した。

補助金シート（令和8年度）

所属

下水道課

補助金名称	生駒市浄化槽設置整備事業補助金
根拠法令	循環型社会形成推進交付金交付要綱、奈良県浄化槽設置事業補助金交付要綱 生駒市浄化槽設置整備事業補助金要綱

1 補助金の基本データ

補助金の導入経緯・目的	(補助金を導入した経緯や補助金交付の目的を具体的に記入する。)	
	合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、平成3年度から本補助金を導入した。	
補助金の交付対象者	(補助金の交付対象者を具体的に記入する。)	
	補助対象地域（下水道の整備が7年間以内に見込めない地域）において、自ら居住する専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者	
補助対象事業の内容	(補助金の交付対象事業を具体的に記入する。事業費補助でない場合は、その理由を記入する。)	
	・ 合併処理浄化槽の新設事業（住宅の新築、増改築時の設置） ・ 単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換事業（住宅のリフォーム時の設置）	
補助対象経費	(補助対象となる経費を具体的に記入する。対象経費が明確でない場合は、その理由を記入する。)	
	・ 合併処理浄化槽の設置費用 ・ 宅内配管工事費用及び撤去費用（転換のみ）	
補助率・補助単価 補助限度額	(補助率・補助単価・補助限度額など、補助金額の基準が分かるよう記入する。)	
	(補助率が2分の1を超える場合は、その理由も記入する。)	
	補助率・補助単価	別表参照（新設補助率約40%、転換補助率約50～60%）
	補助率が2分の1を超える場合はその理由	個人負担が比較的小さく設置義務がある新設事業に対し、個人負担が大きく設置義務が無い転換事業をより一層に促進するため、転換事業の補助率を高めている。
	補助限度額	別表参照
補助金の終期	(補助金の終期と設定した理由を具体的に記入する。終期を設定できない場合は、その理由を記入する。)	
	終期	令和29年度
	終期設定の根拠	汚水処理人口普及率が100%になる年度

2 成果指標

	成果指標	単位	目標値	目標年度
①	汚水処理人口普及率	%	100	R29
②	年間補助基数	基	67	R8

	現状値	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
①	85.9	90.5	91.2	91.9	92.6	93.3
②	39	67	67	67	67	67

（成果指標を設定できない場合）

成果目標

R7年度の実績

3 執行状況

(千円)

	R8予算額	R7 予算現額	R7決算 見込額	R6 予算現額	R6決算額	執行率	R5 予算現額	R5決算額	執行率
総額	28,968	29,256	17,208	29,256	17,256	59.0%	32,832	15,030	45.8%
国・県補助金	17,334	16,966	9,398	16,966	9,970		19,286	7,886	
その他特定財源									
一般財源	11,634	12,290	7,810	12,290	7,286		13,546	7,144	

4 補助金交付基準による検証

(1) 公益性	
① 広く市民の福祉向上と利益増進につながるか。	A つながっている
(上記のように評価した具体的理由)	
合併処理浄化槽の普及により河川の水質保全、生活排水による悪臭の軽減等が期待される。	
② 社会情勢や市民ニーズに適合しているか。	A 適合している
(上記のように評価した具体的理由)	
設置費用が高額となる合併処理浄化槽の個人負担額を軽減できることから市民ニーズに適合している。また、下水道と合併処理浄化槽の間における汚水処理に要する個人負担額の差を埋めるためにも本補助金は有効である。	
③ 市の基本的な政策方針に合致しているか。	A 合致している
(上記のように評価した具体的理由)	
環境モデル都市に選定され、良質な住宅都市として発展してきた本市にとって、公共下水道とともに衛生的で快適な住環境を実現できる合併処理浄化槽の普及を図ることは市の基本的な政策方針に合致している。	
(2) 必要性	
① 市が関与する妥当性はあるか。	A 大いにある
(上記のように評価した具体的理由)	
浄化槽設置整備補助金は、国・県・市で按分して負担していることから、市の関与は妥当である。また、地域の状況に合わせて、莫大な費用を要する公共下水道による整備を行わず、補助金による合併処理浄化槽の個人設置を選択することで、効率的な汚水処理を実現できる。	
② 補助金の交付以外の代替策はないか。(直接執行、委託等への切替など)	A ない
(上記のように評価した具体的理由)	
市が合併処理浄化槽の設置・管理を行い、使用料を徴収する公共浄化槽という手法があるが、費用と人員の負担が非常に大きくなることが見込まれるため代替策として現実的ではない。	
(3) 補助の効果(成果)	
① 補助金の交付の効果(成果)が認められるか。	B 一定程度認められる
② 補助金額に見合う効果(成果)が期待できるか。	B 一定程度期待できる
上記のように評価した理由(効果の測定方法等を含めて記入)	
・汚水処理人口普及率の向上 ・単独処理浄化槽からの転換に係る宅内配管工事費補助の創設による転換数の増加	
(4) 補助内容の妥当性	
① 補助金の使途は目的に沿ったものか。	A 目的どおりである
(適合しない場合はその理由)	

	② 補助金の交付先から、さらに他の団体等へ再交付を行っているか。	○	↓ ×の場合、下に再交付の内容を記載
	再交付先の名称、件数等		
	再交付の金額、内容		
	再交付を行っている理由		
(5) 実績報告等		(適合しない場合はその理由)	
	① 補助事業完了後、当該補助事業の成果を記載した実績報告が提出されているか。	○	
	② 領収書又は契約書の写し等を添付させているか。	○	
	③ 1件当たり100万円以上の経費については、原本を確認しているか。	○	

5 運営費補助の交付団体の状況（※運営費補助の場合のみ記載）

(1) 交付先		(2) 団体等の構成人数		人	
		うち臨時職員		人	
(3) 交付先の構成団体の名称					
(4) 当該補助金の交付の他に、交付先に対して行っている助成（該当項目全てに○）					
市が事務局業務を行っている		有料施設等の減免を行っている		有料施設等の使用料補助を行っている	
場所や備品、消耗品等無償貸与している		その他 （ある場合は右欄に内容を記入）			
(5) (4)で該当項目がある場合、そのような支援を行っている理由					
(6) 補助金交付先の収支状況 (千円)					
	令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
歳出決算総額					
歳入決算総額					
うち前年度繰越金					
積立金（R6年度末現在高）					
(7) 補助金交付先に対する市の出資状況			有の場合出資額	千円	
(8) 交付先団体等の財務状況及び会計処理				判断理由	
① 交付先団体等は、自主財源の確保及び効率的な運営への努力をしている。					
② 交付団体等において適正な監査機能を有している。					
③ 補助対象経費と補助対象外経費が明確に経理されている。					

6 令和8年度の方角性

方向性	判断理由
①現状維持	上記の補助金交付基準による検証に基づき判断した。

別表第 1（第 5 条関係）

単独浄化槽から転換を行う場合の補助金額

人 槽 区 分	限 度 額						
	通 常 型	高度処理型 (窒素又はリン除去型)	高度処理型 (高度窒素除去型)	高度処理型 (窒素及びリン除去型)	高度処理型 (ＢＯＤ除去型)	宅内配管 工事費補助	撤去費補助
5 人槽	330,000 円	384,000 円	474,000 円	600,000 円	489,000 円	330,000 円	150,000 円
6 人槽～7 人槽	414,000 円	486,000 円	570,000 円	780,000 円	654,000 円	330,000 円	150,000 円
8 人槽～10 人槽	546,000 円	609,000 円	723,000 円	963,000 円	903,000 円	330,000 円	150,000 円
11 人槽～20 人槽	939,000 円	1,092,000 円	—	1,674,000 円	1,551,000 円	330,000 円	150,000 円
21 人槽～30 人槽	1,472,000 円	1,860,000 円	—	2,811,000 円	2,607,000 円	330,000 円	150,000 円
31 人槽～50 人槽	2,037,000 円	2,496,000 円	—	3,774,000 円	3,501,000 円	330,000 円	150,000 円

別表第 2（第 5 条関係）

くみ取り槽から転換を行う場合の補助金額

人 槽 区 分	限 度 額						
	通 常 型	高度処理型 (窒素又はリン除去型)	高度処理型 (高度窒素除去型)	高度処理型 (窒素及びリン除去型)	高度処理型 (ＢＯＤ除去型)	宅内配管 工事費補助	撤去費補助
5 人槽	330,000 円	360,000 円	474,000 円	600,000 円	489,000 円	330,000 円	120,000 円
6 人槽～7 人槽	414,000 円	462,000 円	570,000 円	780,000 円	654,000 円	330,000 円	120,000 円
8 人槽～10 人槽	546,000 円	585,000 円	723,000 円	963,000 円	903,000 円	330,000 円	120,000 円
11 人槽～20 人槽	939,000 円	1,092,000 円	—	1,674,000 円	1,551,000 円	330,000 円	120,000 円
21 人槽～30 人槽	1,472,000 円	1,860,000 円	—	2,811,000 円	2,607,000 円	330,000 円	120,000 円
31 人槽～50 人槽	2,037,000 円	2,496,000 円	—	3,774,000 円	3,501,000 円	330,000 円	120,000 円

別表第 3（第 5 条関係）

転換を行わない場合の補助金額

人 槽 区 分	限 度 額				
	通 常 型	高度処理型 (窒素又はリン除去型)	高度処理型 (高度窒素除去型)	高度処理型 (窒素及びリン除去型)	高度処理型 (B O D 除去型)
5 人槽	330, 000 円	330, 000 円	474, 000 円	600, 000 円	489, 000 円
6 人槽～7 人槽	414, 000 円	414, 000 円	570, 000 円	780, 000 円	654, 000 円
8 人槽～10 人槽	546, 000 円	546, 000 円	723, 000 円	963, 000 円	903, 000 円
11 人槽～20 人槽	939, 000 円	939, 000 円	—	1, 674, 000 円	1, 551, 000 円
21 人槽～30 人槽	1, 472, 000 円	1, 472, 000 円	—	2, 811, 000 円	2, 607, 000 円
31 人槽～50 人槽	2, 037, 000 円	2, 037, 000 円	—	3, 774, 000 円	3, 501, 000 円